別表２　第１号様式別紙１

神奈川県ＥＶ急速充電設備整備費補助金事業計画書

借地又は共有地（補助事業者以外の所有者がいる）場合は記入

１　補助事業の概要

申請者氏名（法人等の場合は名称）		○○○○株式会社
設備を設置する土地の所有者 （申請者以外の土地の所有者を記載。法人等の場合は名称）		
設備を設置する土地の使用権原の確認 （該当する□に「✓」を記載）		☑　補助事業者のみが所有者である土地 □　借地又は補助事業者以外の所有者がいる土地（土地の使用権原を有する者から第２号補助事業に係る許諾を得ている。）
設備を設置する施設について （該当する□に「✓」を記載）	名称	○○石油□□サービスステーション
	所在地	横浜市中区□△町４－５－６
	種別	□商業施設　□宿泊施設　☑給油所　□道の駅 □事業所　□工場　□マンション □公共施設　□その他 （　　）

ＣＥＶ補助金の補助対象充電設備型式一覧＜下記URL＞のとおりに記入
https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R5ho/r05ho_juden_jougen_meigara.pdf

２　設備の概要

ＥＶ急速充電設備	メーカー名	×××株式会社
	型式	ＡＢＣ×－１×２×－○○
	出力	50kW
設置する設備の要件	上記の設備は要綱別表２（※）に定める要件を全て満たす設備である。	☑はい　□いいえ

※　神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱　別表2

3　補助事業に係る補助対象経費の内訳（該当する□に「✓」を記載）

申請区分	☑設備費及び設置工事費　□設備費のみ
次のいずれかの関係にある会社からの調達の有無 (1) 補助事業者自身 (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業 (3) 補助事業者の関係会社（前号以外）	（設備費）　□有　☑無 （設置工事費）　□有　☑無
ＥＶ急速充電設備の整備に係る補助対象経費（Ａ） ※値引後の金額で消費税及び地方消費税相当額を除く。	5,000,000円
（うち、設備費）	2,000,000円
（うち、設置工事費）	3,000,000円
補助対象経費（Ａ）に３分の１を乗じた額（Ｂ＝Ａ／３） （１円未満を切捨て）	1,666,666円
補助上限額（Ｃ） （新規（追加）は2,000,000円、入替は500,000円又は1,000,000円）	2,000,000円
国の補助金等との併用	☑有　□無
国の補助金等を受ける場合、その金額（Ｄ） ※県に設置工事費を申請しない場合は、設備費に対する国の補助金等の申請額	2,250,000円
補助対象経費（Ａ）から国の補助額（Ｄ）を控除した額 （Ｅ＝Ａ－Ｄ）	2,750,000円
補助金交付申請額 （（Ｂ）、（Ｃ）又は（Ｅ）のいずれか低い額）（千円未満を切捨て）	1,666,000円

入替の場合
整備するＥＶ急速充電設備の出力が
10kW以上50kW未満の場合は補助上限 **50万円**
50kW以上　　の場合は補助上限**100万円**

次ページの補足を参照

4　リースで整備する場合

ＥＶ急速充電設備の使用者への補助金相当額の還元方法 （該当する□に「✓」を記載）	□リース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額分の減額 □補助金相当額を現金で支払 □その他（　　）

申請者がリース事業者の場合のみ記入

補足：国の補助金等の補助額の記載について

○　国の補助金等の交付決定額が決まっている場合は
　「交付決定額」を記載してください。

○　国の交付決定額が決まっていない場合は
　「交付申請（予定）額」を記載してください。

※　県の補助金を設備費のみ申請する（設置工事費を申請しない）場合は、国の交付決定額又は交付申請（予定）額のうちＥＶ急速充電設備の設備費に相当する金額を記載してください。

【例】経済産業省補助金の場合

１　経済産業省補助金の交付決定額が決まっている場合
　経済産業省補助金の交付決定通知書の「交付決定額」欄にある「充電設備費」と「設置工事費」を合計した金額としてください。
　（設備費のみ県の補助を申請する場合は、「充電設備費」の金額）
　→「国の交付決定通知書の写し」を提出してください。

２　経済産業省補助金の交付決定額が決まっていない場合
(1)　設備費
　次の①と②を比較し、いずれか低い方の額としてください。

　① 経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表(※)にある「補助金交付上限額」
　※経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表
　https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R5ho/r05ho_juden_jougen_meigara.pdf

　② 見積書上の金額の２分の１又は１分の１
　※値引後の金額で消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ
　※２分の１又は１分の１の別は、(2)①の別表１－２の「充電設備の補助率」を参照

(2)　設置工事費
　ア　工事項目ごとに次の①と②を比較し、いずれか低い方の額を算定
　イ　工事項目ごとに算定した上記アの額を合計した金額としてください。

　① 経済産業省補助金の「別表１－２　事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」(※)にある工事項目ごとの上限額
　※「別表１－２　事業ごとの設置工事に係る　補助金交付上限額」
　https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R5ho/r05ho_juden_jougen_kouji.pdf

　② 見積書上の上記①の工事項目ごとの金額